

通所介護事業所メドック東郷

重要事項説明書

< 2024年6月1日現在 >

1. 設置者

法人の名称	医療法人 メドック健康クリニック
法人の所在地	愛知県名古屋市昭和区安田通4丁目3番地
電話番号	052-752-1125
代表者氏名	理事長 吉田 亮人
設立年月	平成11年9月8日

2. ご利用施設

施設の名称	通所介護事業所メドック東郷
事業の種類	通所介護
介護保険指定番号	2375000912
利用定数	25人
施設の所在地	愛知県愛知郡東郷町大字春木字西前6070番地
管理者名	釋 博明
電話番号	0561-37-5068
ファクシミリ番号	0561-37-5027
電子メール	info@medoc-togo.jp
ホームページ	http://www.medoc-togo.jp
開設年月日	平成25年4月1日

3. ご利用施設で合わせて実施する事業

事業の種類	介護保険指定番号	利用定数
通所介護事業所メドック東郷 (日常生活支援総合事業第1号通所事業)	2375000912	25人

4. 事業の目的と運営方針

医療法人メドック健康クリニックが開設する通所介護事業所メドック東郷は、要介護にある高齢者に対し、適切な指定通所介護（デイサービス）を行うことを目的とします。

- ①利用者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の身体の維持並びに利用者家族の身体的・精神的負担を軽減するサービスを提供します。
- ②関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス等との密接な連携を図り、総合的なサービスを提供します。
- ③事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- ④サービスの提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

5. 主な居室及び設備の概要

居室及び設備	室数	備考
デイルーム	1室	食堂を兼ねる
機能訓練室	1室	リハビリ器具設置
静養室	1室	ベッド3台
浴室	2室	一般浴1室、機械浴1室（兼用）

6. 主な職員の人数と職務内容

職種	常勤	非常勤	職務内容
管理者	1名（兼務）		事業所の管理
生活相談員	1名以上		利用者の援助身のお世話、利用者、家族の相談援助
看護職員		1名以上	利用者の健康管理、身のお世話、相談、機能訓練の指導援助
介護職員	1名以上	1名以上	利用者の身のお世話、相談
機能訓練員		1名以上	利用者の身のお世話、相談、機能訓練の指導援助

7. 主な職種の勤務体制

職種	勤務体制
介護職員	日勤 8：30～17：30
看護職員	日勤 8：30～17：30
機能訓練員	日勤 9：30～16：00

8. 営業日及びご利用の予約

営業日	毎週月曜日から土曜日まで
定休日	毎週日曜日
休業日	年末年始（12月29日～1月3日） ※但し、その年により年末年始は変更があります。
サービス提供時間	9：15～16：30（7時間以上8時間未満）
サービス提供地域	東郷町、みよし市、刈谷市、豊明市、日進市、名古屋市天白区・緑区

9. 通所介護事業所の概要

(1) 介護保険給付サービス

1日あたりの利用料金

利用者の介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本サービス費	658 単位	777 単位	900 単位	1,023 単位	1,148 単位

※ 有料老人ホームメドック東郷に入居されている方については、基本サービス費の減算があります。

同一建物減算 要介護1～5 -94単位/日

※ 下記加算内容が基本料金に加算されます。

(要介護者)

入浴介助加算Ⅰ 1日につき40単位

個別機能訓練加算（Ⅰ）Ⅰ 1日につき56単位

個別機能訓練加算Ⅱ 1月につき20単位

科学的介護推進加算 1月につき40単位

サービス提供体制強化加算Ⅱ 1回につき18単位

介護職員処遇改善加算Ⅱ 毎月算定単位の9.0%

※ 1単位＝地域加算10.27（6級地）となります。

(小数点以下切り捨て)

*指定通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とします。

※ 食事料金は含まれておりません。

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

①日常生活の支援

排泄：トイレは車椅子の方でもご利用していただき易いように手すりや便器に工夫がされています。また、ご自分でトイレの使用が難しい方にはその状態に応じてトイレ誘導を行い、できる限りおむつを使用しないで日常生活が過ごせるように心掛けています。

どうしてもおむつを使用しなければならない方は、尿の量や皮膚の状態を考慮して布おむつや紙おむつ、尿取りパッドを併用します。

入浴：入浴は利用者の状態に応じて、一般浴（手すりや階段が付いた一般浴槽での入浴）、機械浴（座ったままで入浴が可能）をお選びいただけます。

②機能訓練

利用者の機能維持（増強）、日常生活動作の自立・改善を目的としています。楽しく広がりのある生活を送っていただくよう努めています。

③送迎

送迎範囲は、東郷町、みよし市、刈谷市、豊明市、日進市、名古屋市天白区・緑区(要相談)を車椅子の方でも乗車できる福祉車両でご自宅までの送迎をさせていただきます。

(2) 介護保険給付外サービス及び利用料金

①食事の提供

栄養士の立てる献立表により、利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。栄養士による食材の検収により、新鮮で安価な食材を提供します。

食事時間 昼食 12:00～13:00 おやつ 15:00～15:30

食事料金 昼食 670円 おやつ 130円

②サークル活動、行事

利用者の趣味や活動能力に応じて、サークルをご用意しています。これらサークルの運営は、職員をはじめボランティアの方々の協力を得て行います。

尚、材料代等で代金をご請求させていただく場合もございます。

また、年間行事としてお花見や遠足、夏祭り、クリスマスなど四季の行事を催しています。

家族の方々にはその都度ご案内いたしますが、いずれの行事に参加していただいても差し支えございませんのでお気軽にご参加ください。行事によっては、別途参加費用がかかるものもございます。

(3) 利用料金のお支払いについて

毎月15日までに前月分の利用料の請求をさせていただきます。利用者は20日に指定の預金口座から自動振替によりお支払いいただきます。

10. 協力医療機関

医療機関の名称	メドック健康クリニック
所在地	愛知県名古屋市中区和安田通4丁目3番地
診療科	内科、整形外科、婦人科、泌尿器科、神経内科

11. 代理人

契約締結にあたり、代理人を指名し契約書に署名捺印をお願いいたします。

12. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口：釋 博明（管理者）

受付時間：毎週月曜日～土曜日 8：30～17：30

電話番号：0561-37-5068

ファクシミリ：0561-37-5027

電子メール：info@medoc-togo.jp

また、苦情受付ボックスを1階事務所カウンターに設置しています。

(2) 行政機関等

- ・愛知郡東郷町健康福祉部高齢者支援課

所在地：愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地

電話番号：0561-56-0735

- ・日進市役所福祉部高齢福祉課

所在地：日進市蟹甲町池下268番地

電話番号：0561-73-7111

- ・豊明市役所健康福祉部健康長寿課

所在地：豊明市新田町子持松1番地1

電話番号：0562-92-1298

- ・みよし市役所健康福祉部高齢福祉課

所在地：みよし市三好町小坂50番地

電話番号：0561-32-8009

- ・豊田市役所 介護保険課

所在地：豊田市西町3丁目60番地

電話番号：0565-34-6634

- ・刈谷市役所 長寿課

所在地：刈谷市東陽町1丁目1番地

電話番号：0566-62-1013

- ・名古屋市天白区役所 保健福祉センター福祉部 福祉課 高齢福祉係

所在地：名古屋市天白区島田二丁目201番地

電話番号：052-807-3887

- ・名古屋市緑区役所 保険福祉センター福祉部 福祉課 高齢福祉係
所在地：名古屋市緑区青山二丁目15
電話番号：052-625-3957 / 052-625-3966
- ・愛知県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口
所在地：名古屋市東区泉1丁目6番5号
電話番号：052-971-4165

13. 事故発生時の対応

事故防止には最善をつくします。万が一、事故が発生した場合は以下の点に留意して対応させていただきます。

- ①事故が発生した場合、予めお知らせいただいている「緊急連絡先」へ速やかに連絡いたします。また、必要に応じて地方公共団体など関係機関にも連絡します。
- ②事故を調査した結果に基づいて、家族等にその発生状況やその後の対応について事実を十分に説明します。
- ③事故後の対応にあたっては、利用者本人や家族の気持ちを考え、誠意ある態度で対応します。
- ④利用者の生命・身体・財物に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者に重大な過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または損害額を減額されることがあります。

14. 身体拘束について

- ①サービスの提供にあたっては、利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- ②緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、利用者またはその家族に対して事前に口頭及び文書による説明を行い、併せて文書による同意を得ます。

15. 高齢者虐待防止について

事業者は、契約者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定します。
虐待防止に関する責任者： 管理者 釋 博明
- ② 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や技術の向上に努めます。
- ③ 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ④ 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が契約者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

16. 非常災害対策(BCP)について

事業所は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）を、年に2回以上、実施します。

17. 急変時の対応

- ①サービスご利用中に利用者が急変された場合は、医師・看護師または介護職員の判断により、原則として救急車により医療機関へ救急搬送いたします。
- ②受入病院は、利用者の主治医が所属する医療機関または当事業所の協力病院となるよう救急隊員に依頼しますが、その他の医療機関への搬送もあり得ます。また、休日・時間外は救急指定病院への搬送となります。
- ③救急搬送の際は可能な限り事前に家族に連絡をお取りしますが、状況により事後となる場合がございます。
- ④利用者の状態によっては搬送先医療機関での緊急入院もあり得ますことをご理解ください。
- ⑤緊急入院時で家族との連絡が取れない場合に、受入医療機関の状況や定めにより差額ベッドの利用や有償の付添人の依頼を行うことがあり得ますことをご了承ください。その際の費用は利用者の負担となります。

18. 受診の依頼

- ①サービスご利用中に、ご契約時またはご利用開始時と著しく異なる心身の状況が認められた場合や、他の利用者への影響が懸念される症状が認められた場合には、急変時対応以外でも、医師・看護師または介護職員の判断により医療機関での受診をお願いする場合がございます。
- ②受診のための送迎・付添いは原則として家族にて行ってください。
※定期的な受診がサービスご利用中に予定されている場合は、家族により受診いただきます。

19. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

(1) 設備・器具の利用

事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。(不適切なご利用により破損等が生じた場合は、賠償していただく場合がございます。)

(2) 喫煙・飲酒

火災予防のため、敷地内全面禁煙でお願いします。

(3) 宗教活動・政治活動・迷惑行為等

事業所内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はお断りいたします。

騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。

事業所内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りいたします。

(4) 貴重品・現金等

貴重品の持ち込みはご遠慮願います。
原則として現金はお預かりできません。

20. 第三者による評価の実施状況

(1) 実施の有無：無

私は、本書面に基づいて事業者の職員

職名 _____ 氏名 _____ から

上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

年 月 日

利用者

氏名 _____

住所 〒 _____

利用者の家族

氏名 _____

住所 〒 _____

電話番号 _____